

「丸田陽七太オフィシャルクラブ」会員規約

以下の会員規約(以下「本規約」といいます。)をご確認いただき、同意いただける方は先へお進みください

第1条(名称)

本会の名称は「丸田陽七太オフィシャルクラブ」(以下「本クラブ」といいます。)とします。

第2条(目的)

本クラブは、丸田陽七太を応援してくださっている皆様とともに、様々な活動を通じて丸田陽七太を積極的に応援することを目的とします。

第3条(会員)

- 本クラブには、以下の会員区分を設けるものとします。
 - ファンクラブ会員
 - サポーターズクラブ会員
 - ゴールドスポンサー会員
 - プラチナスポンサー会員
 - ブラックスポンサー会員
- 本規約を承認の上、本クラブを運営する森岡プロモーション(以下「運営者」といいます。)に対して入会手続きを完了し、かつ会費の支払いを終えた者は、会員証の交付を受けることによって本クラブの会員となります。

ただし、本クラブの判断により、入会を認めない場合があります。
- 会員は下記の条件をすべて満たすものとします。
 - 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
 - 日本国内に在住し、国内郵便で配達可能な所在地に住所を持つ者。
 - 本クラブの会員特典を第三者に使用させたり、転売しようとする者でないこと。
 - 個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
 - 暴力団、暴力団構成員その他の反社会的勢力またはこれらの者と密接な関係を有する者であると判断されないこと。
- 会員は、各自の会員区分に応じて会員特典を受けることができます。会員特典の内容は第6条に記します。
- 会員証は初回郵送時の破損事故を除き、再発行はいたしません。

第4条(会費)

- 会費は、会員区分に応じて以下のとおりとします。
 - ファンクラブ会員 年間¥6,000- ※1
 - サポーターズクラブ会員 年間¥12,000-※1
 - ゴールドスポンサー会員 年間¥120,000-※2
 - プラチナスポンサー会員 年間¥360,000-※2
 - ブラックスポンサー会員 年間¥1,800,000-※2

※1. 年払いでお願いいたします。

※2. 月払い・年払い、決算時に一括支払いの中から選んでください。
- 会費の支払いは、次の口座宛て振り込みの方法でお願いします。但し、振込手数料はご負担ください。

[池田泉州銀行 本店営業部 普通預金 口座番号:0079522 口座名義:森岡プロモーション^{もりおか}]

- 契約期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までの一年度とし、会員が年度の途中から入会した場合においても年会費に変更はないものとします。
- 会員を継続する場合は、契約期間が満了する日までに次年度の年会費をお支払いください。

契約期間満了後3か月以内は会費をお支払いいただくことで会員を継続することができますが、契約期間満了後3か月を経過された場合には再入会手続きが必要となります。

第5条(継続)

次年度分の年会費の支払いをもって本クラブの会員を継続するものといたします。

第6条(会員特典)

会員区分毎の会員特典の内容は次表のとおりです。

	ファンクラブ	サポーターズクラブ	ゴールドスポンサー	プラチナスポンサー	ブラックスポンサー
特典1	会員証 (会員区分に応じたカードを発行)				
特典2	会員限定サイト閲覧 (会員専用ログインパスワードをお伝えし閲覧していただけます。)				
特典3	丸田陽七太のサイン入りカレンダー				
特典4	本クラブの指定した日(※)に丸田陽七太のトレーニングを見学していただけます				
特典5	丸田陽七太の直筆サインがプリントされたマフラータオル				

	ファンクラブ	サポーターズクラブ	ゴールドスポンサー	プラチナスポンサー	ブラックスポンサー
特典6			オリジナルTシャツ		
特典7				丸田陽七太オフィシャルブログ バナー広告	
特典8				森岡ジム トレーニング利用可能	
特典9				トランクス広告 申込権利	トランクス広告 優先申込権利
特典10				森岡ジムリング コーナーバット広告	

※新型コロナウイルス等の感染症の蔓延その他の状況により実施できないことがあります。

第7条(会員義務)

- 1 会員は本クラブの会員証・会員限定サイトのログインパスワードの管理責任を負うものとします。
- 2 本クラブの会員たる地位及び会員特典を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更することはできません。
- 3 会員は、本クラブの会員証を第三者に貸与、譲渡してはならないものとします。
- 4 本クラブの会員証・会員限定サイトのログインパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用による損害の責任は当該会員が負うものとし、本クラブ及び運営者は一切責任を負いません。
- 5 会員は、会員証が盗まれたり、第三者に使用されていることを知った際は直ちに本クラブにその旨通知しなければならず、本クラブからの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 6 会員は、入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合、速やかに本クラブへ変更事項を届け出るものとします。会員が変更事項の届け出を怠った場合により発生する本クラブからの告知不到達に関しては、本クラブ及び運営者は一切責任を負いません。

第8条(本規約の追加、変更)

- 1 本規約は、次の場合に変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本契約の変更が、本クラブの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的であるとき
- 2 本規約を変更するときはその効力発生時期を定め、事前に、会員限定サイト上で本規約を変更する旨及びその内容を掲載することで周知いたします。

第9条(退会)

- 入会契約期間満了から3ヶ月経過するまでに、会員が次年度の年会費の支払いをしない限り、当該会員は退会したものとします。
- 1 会員が本規約に反する行為を行った場合、あるいは本クラブに対して著しく損害を与えると本クラブが判断した場合、会員の資格を一時停止または剥奪できるものとします。
 - 2 会員からの申出による途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却は致しません。

第10条(個人情報)

本クラブは、会員の個人情報を会員特典の提供その他のご連絡以外の目的のために利用しないとともに、法令に基づく場合を除き第三者に開示、提供しないものとします。

第11条(サービスの中断)

天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により、一時サービスの提供が中断される場合があります。その場合速やかに復旧に努めますが、それによって発生する損害に対して本クラブ及び運営者は一切責任を負いません。

第12条(本クラブの解散)

本クラブは、丸田陽七太の活動状況並びに本クラブ及び運営者にその活動を継続しがたい事情が生じた時は解散いたします。ただしこの場合、本クラブは会員に連絡の上、解散月の翌月以降の会費を月割りにて返却いたします。

第13条(管轄裁判所、準拠法)

- 1 本クラブ及び本規約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟に応じ、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2022. 1. 26 一部改正 2022. 4. 1 発効
2022. 12. 1 名称変更 2022. 12. 5 発効
2023. 2. 7 会員特典変更 2022. 3. 1発効